

○試験実施規程

昭和59年7月13日

制定

改正 平成8年4月1日

平成11年4月1日

平成13年9月16日

平成17年4月1日

平成18年4月1日

平成21年4月1日

平成21年10月30日

平成31年4月1日

令和4年3月25日

(目的)

第1条 この規程は、駒澤大学学則に規定する試験の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(試験の実施責任)

第2条 試験は、授業科目を開設する教授会等の責任のもとに実施される。

(試験の種類及び実施の時期)

第3条 試験の種類は、次のとおりとする。

- (1) 定期試験 履修した授業科目の単位修得の認定のために学期末の所定試験期間内に行う試験をいう。
- (2) 追加試験（以下「追試験」という。） 病気その他やむを得ない理由で定期試験を受けることができなかった者について、所定試験期間内に行う試験をいう。
- (3) 授業内試験 第1号、第2号の試験とは別に平常の授業時間内に授業科目担当者が行う試験をいう。

2 定期試験及び追試験の実施時期については、行事予定表をもってこれを定める。ただし、授業内試験については、この限りではない。

(定期試験実施本部)

第4条 定期試験及び追試験の円滑な実施のため定期試験実施本部を設ける。

2 定期試験実施本部に必要な事項については、別に定める。

(試験の方法)

第5条 試験は、筆記、口述又は実技によって行う。ただし、授業科目担当者は、レポート提出をもってこれに代えることができる。

(試験時間)

第6条 試験時間は、原則として60分とする。

(受験資格)

第7条 定期試験を受験するためには、次の各号の条件を満たしていなければならない。

(1) 当該授業科目を履修していること。

(2) 授業料その他の学費を納入していること。

2 前項の条件を満たしているときであっても、当該授業科目について、授業時間数の3分の2以上に出席していない者については、当該授業科目の受験資格が認められないことがある。

3 追試験を受験するためには、当該授業科目の追試験受験願を提出し、許可を受けなければならない。

(受験資格の喪失)

第8条 次の各号の一に該当するときは、当該授業科目の受験資格を失う。

(1) 学生証を携帯していないとき。

(2) 試験開始後30分以内に試験場に入室しなかったとき。

(3) 試験監督員の指示に従わないとき。

(4) 不正受験行為の事実が確認されたとき。

(受験心得)

第9条 試験を受ける者は、別に定める受験心得を遵守しなければならない。

(無効の答案及びレポート)

第10条 次の各号の一に該当する答案及びレポートは、無効とする。

(1) 受験資格を有しない者の答案及びレポート

(2) 不正受験行為により作成された答案及びレポート（他人のレポート等のコピー又は盗用等により作成した場合を含む）

(3) 前号の不正受験行為に加担した学生が作成した当該科目の答案及びレポート

(4) 氏名、学生番号が記載されていない答案及びレポート

(5) 指定された時間及び場所に提出されない答案及びレポート

(6) 所定用紙以外の用紙を用いた答案

(試験監督)

第11条 試験の監督は、当該授業科目担当者の責任においてこれを行う。ただし、必要あるときは、補助試験監督員を置くことができる。

2 試験監督員は、試験場内の秩序を維持し、試験を厳正かつ円滑に実施する任にあたる。

3 試験監督要領は、別にこれを定める。

(不正受験行為の扱い)

第12条 試験監督員は、試験実施中に学生が不正受験行為をしたときは、受験を停止させ、学生証、答案用紙並びに不正受験行為に使用した物品等を証拠品とし、当該学生を伴って教務部長（又は教務課長）に報告するものとする。

2 教務部長（又は教務課長）は、試験監督員及び当該学生より事情を聴取し、不正受験行為の事実確認を行う。

3 当該学生の不正受験行為の事実を確認したとき、教務部長は、当該授業科目担当者の意見を付し、証拠品を添えた報告書を学生支援センター所長に速やかに提出するものとする。

4 試験実施後、不正受験行為が発見されたときも、前項に準じてこれを取り扱うものとする。

(不正受験行為者の処分)

第13条 不正受験行為者の処分については、別に定める。

(事務所管)

第14条 試験実施にかかわる事務は、教務部の所管とする。

附 則

1 この規程は、昭和59年7月13日から施行する。

2 第3条第3項第1号の規定にかかわらず、経済学部第2部の専門必修科目については、昭和59年度に限り1・2・3年次生の再試験を実施する。

附 則

1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。

2 再試験の実施については、当該学部等の決定に従う。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年9月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。